

兄弟姉妹の同時申込み時の意向について

お子さん2人以上が同時に保育所等への入所・転所申請をする場合については、基本的に「施設の希望順位が低くても、全員が同じ保育施設を利用できる」ように利用調整をします。

しかし、利用調整の結果、「一人だけであれば入所・転所できる」または「別々の保育所等であれば入所・転所できる」ことが起こりえます。そのため、あらかじめ別紙「兄弟姉妹の同時申込み時の意向について」を記載していただき、意向を確認させていただきます。

記載内容は入所・転所の可否に影響しますので、内容をよく確認して記入してください。

重要

兄弟姉妹の同時申込み時の意向について

令和 年 月 日

申込み児童

	児童①	児童②	児童③
氏名			
生年月日	R 年 月 日	R 年 月 日	R 年 月 日
申請区分	新規・1→2号・転所	新規・1→2号・転所	新規・1→2号・転所

兄弟姉妹の同時入所内定の原則

兄弟姉妹を同時に申請する場合（※以下、「入所」は1→2号、「転所」も含みます。）

希望順位の高い施設から順に「同時に同じ施設に入所」ができる施設を優先し、利用調整（入所の可否の判定）を行います。

例1

	第1希望	第2希望	第3希望	結果
兄	○	×	○	兄 第1希望 第2希望 第3希望
弟	×	○	○	弟 第1希望 第2希望 第3希望

※「同時に同じ施設に入所」ができる第3希望の施設に内定

「同時に同じ施設への入所」ができない場合、下記の意向に沿って利用調整（入所の可否の判定）を行います。

内容をご理解の上、設問①、②の点線枠内について、それぞれ回答してください。

設問①：全員回答してください。

兄弟姉妹のうち「1人だけ」入所ができる場合

兄 弟

	第1希望	第2希望	第3希望
兄	○	×	○
弟	×	×	×

兄のみが希望施設に入所できる場合

※注意 1人でも入所を希望する場合

- ・育児休業明けや就労予定での入所の場合、1人が入所した月のうちに就労を開始する必要があります。
- ・就労が開始できない場合は入所取消となります。（転所は転所元の継続も不可）
- ・求職活動での入所の場合、1人が入所した月から3か月以内に就労を開始する必要があります。

入所を希望しない

入所を希望する

入所できない児童の預け先

□ 1号認定
□ 認可外施設
□ 転所元の利用施設
□ その他（ ）

同時に希望した施設に入所できる場合のみ内定
※1人でも不承諾者がいる場合は全員不承諾

希望順位の通りに1人だけでも内定

指定した児童のみ、希望順位の通りに内定
※指定した児童が入所できない場合は全員不承諾

※下の子の入所内定に伴い、育児休業からの復職を予定している場合などは、下の子を「指定する児童」にしてください。

指定する児童の氏名

設問②：希望先が第2希望以上ある場合のみ回答してください。

兄弟姉妹が「別々の施設であれば同時に入所ができる場合」

兄 弟

	第1希望	第2希望	第3希望
兄	○	×	×
弟	×	○	×

兄が第1希望のみ、弟が第2希望のみ
入所可能な場合など

※注意

- ・原則希望順位にかかわらず、同時に同じ施設への入所を最優先に決定します。（例1参照）
- ・同時に同じ施設への入所ができない場合に、設問②の意向に沿って入所決定します。（例3参照）

入所を希望しない

入所を希望する

兄弟姉妹が同時に同じ施設に入所できる場合のみ内定となります。

兄弟姉妹それぞれが希望順位の通りに別々の施設に内定となります。

その他、意向についてご希望がある場合はご相談ください。
(071101)

設問①では、「一人だけであれば入所・転所できる」場合の意向をお尋ねします。

入所・転所不承諾になった児童の預け先について、あらかじめご検討の上で記載してください。

設問②では、「別々の施設であれば入所・転所できる」場合の意向をお尋ねします。

どの施設に決まった場合であっても送迎ができるか、あらかじめご検討の上で記載してください。

※入所の翌月以降から転所申請ができます。ただし、兄弟姉妹を同じ施設に通わせたい場合は優先的に利用調整されるものの、すぐに転所できるとは限りませんのでご承知おきください。

（利用調整基準については18ページ）

よくある質問

Q 上の子の入所が決まったけど下の子が入所不承諾で育児休業から復職できません。上の子の入所はどうなるの？

A 復職予定で入所申請するときは、入所月に復職することが必要です。復職しない場合、上の子は内定取消または退所となります。「一人だけでも入所・転所を希望する」場合は、入所不承諾になった場合のことをご検討の上で選択してください。

26